

平成25年度補正予算 創業促進補助金の主な変更点 (平成26年3月25日更新)

	平成24年度補正予算 「地域需要創造型等起業・創業 促進補助金」	平成25年度補正予算 「創業促進補助金」
	①会社、個人、企業組合、協業組合 ②会社、個人	①会社、個人、企業組合、協業組合、 特定非営利活動法人(※) ②会社、個人、 特定非営利活動法人(※) ※中小企業者の振興に資する事業を行う者であって、以下のいずれかを満たすこと ア)中小企業者と連携して事業を行うもの イ)中小企業者の支援を行うために中小企業者が主体となって設立したもの(社員総会における表決議の二分の一以上を中小企業者が有しているもの。) ウ)新たな市場の創出を通じて、中小企業の市場拡大にも資する事業活動を行う者であって、有給職員を雇用するもの
補助上限額	700万円(海外需要型) 500万円(第二創業) 200万円(地域需要型)	一律200万円
他の補助金との重複利用	同一の事業計画で補助対象期間が重なる部分については、国(独立行政法人含む)又は地方自治体の他の補助金との重複利用はできない。	地方自治体の補助金との重複利用は認める。 ただし、同一の費目の重複利用はできない。 (例えば、地方自治体の補助金で家賃補助を受けている場合、創業補助金では家賃補助を受けられない。)
申請書類 (事業計画書)	4枚 (表紙及び認定支援機関による確認書を除く)	3枚 (表紙及び認定支援機関による確認書を除く)
補助対象経費	1. 創業事業費 (1)人件費、(2)起業・創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費、(3)店舗等借入費、(4)設備費、(5)原材料費、(6)知的財産権等関連経費、(7)委託費、(8)謝金、(9)旅費 2. 販路開拓費 (1)マーケティング調査費、(2)広報費、(3)委託費、(4)謝金、(5)旅費	1. 人件費 (1)人件費 2. 事業費 (1)起業・創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費、(2)店舗等借入費、(3)設備費、(4)原材料費、(5)知的財産権等関連経費、(6)謝金、(7)旅費、(8)マーケティング調査費、(9)広報費、(10)外注費 3. 委託費 (1)委託費 ※構成を整理し、外注費を新たに追加。 その他の経費については変更なし。
認定支援機関による関与	「①認定支援機関たる金融機関」又は「②金融機関と連携した認定支援機関」により事業計画の策定から実行までの支援を受けること。 ※②の場合は、金融機関と認定支援機関が連携に係る覚書等を締結していることが必要。	同左 ※認定通知書の写しの添付が必要
連携する金融機関欄の押印	金融機関の内部規定等により判断。	原則、代表者印、社印、支店印、支店長印、これらに準じたものとする。(金融機関の内部規定等により判断。)ただし、担当者印は不可。